

令和5年11月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和5年11月27日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ○ 3 番 佐次川 茂 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一 ○ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ○ 9 番 梶山 達男 ☒ 10番 崎村 康子 ○ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳 ○ 13番 松永 勝也 ☒ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康 ○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂 ○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 岩木 保徳 ○ 山口 康明 ○ 濱崎 稔 ○ 末永 勇 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 瀬川 伸清 ○ 松本 寛二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	参 事 今野 貴光	
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
13 番 松 永 勝 也	15 番 田 中 康		

事務局長

皆様、こんにちは。ただ今から令和5年11月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席は、農業委員10番崎村委員、14番高田委員、推進委員2番大久保委員、6番増山委員、8番鈴立委員でございます。5番の濱崎委員からは遅刻の連絡がっております。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

本日の総会終了後に、本年度の農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書に関しまして、市長との意見交換会を開催いたしますので、最後までよろしくお願いいたします。また、午後4時半より、松浦シティホテルにおきまして、忘年会を開催いたします。

それから、おめでたいニュースと言いますか、ネットニュースである記事がありまして、2022年度昨年度の「日本のチカラ」番組選奨会議が徳島県で開催されまして、昨年12月だったと思いますが、大石委員が出演されました「牛と生きる、長崎鷹島あったか家族」というのがございました。これにつきまして、最高賞に当たる文部科学大臣賞を受賞されました。これは制作局が受けられたということでございまして、それに講評が書かれていまして、生涯学習も含め最も価値があると思われる番組ということで受賞の理由となっています。大変おめでたいニュースかと思います。

それでは、吉原会長ご挨拶をいただきまして、11月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様こんにちは。年末の大変忙しい中に総会にご出席いただきましてありがとうございます。地域計画策定の会議が進行中ではありますが、ファシリテーター研修で学んだように、まず会議の参加をですね、事務局から該当者には連絡がいく訳ですけども、やはり日にちが経ちますと焦ったりした方がいらっしやいましたので、電話なり訪問するなりして声を掛けていただけないでしょうか。地域の多くの方が参加していただいた方が一番いいお話合いができますので、よろしくお願いいたします。農業者年金受給者協議会の総会が11月16日に開催されました。これは、何の会でもそうですけど、そういう組織が全国にいっぱいあって、会員が沢山いることがその会の発展と言いますか、国に要請する力になりますので、ここにおられる方も受給を開始された方、私だけですかね、若い方ばかりですかね。受給を開始したらその時にどうぞ受給者協議会に加入をよろしくお願いいたします。12月に呼びかけの文章と申込書と回すそうですので、よろしくお願いいたします。

11月20日に大分県九重町農業委員会から手島会長様を始め12名と事務局から2名おいでになりました。表玄関でマイクロバスから降りられる時にお会いした訳ですが、非常に和やかな雰囲気、これは良い会になるなと感じました。どこの地区も本当に同じ悩みを持って地域計画の策定に向けての活動をされておられます。自己紹介をそれぞれ自分の名前とどういった経営形態かをちょっとしたことを言ってもらったら30分くらい時間が経過したのですが、非常にそれがまた良くて、このような会議は久方ぶりと言いますか初めてのような雰囲気を私は感じました。委員会からも6名の方に参加をしていただきました。どうも皆様お忙しい中ありがとうございました。手島

会長さんから皆様方に「大変ためになりました。今後もお付き合いさせていただけたら」と長い丁寧なお話がありましたことをお伝えしておきます。

どこも同じで農業後継者は大変少なく、また地域の農業、農地はどうなっていくのだろうか大変危惧をされておられました。その根本の原因は米を始め農作物の価格が大変安く、若い人は農業に大変魅力がなくなってきたからだと、もうそれはお一人の委員の方は熱弁を、ちょっと心配するくらい時間を心配するくらい熱弁を振るわれました。どこも状況は同じだと思います。若い方はいらっしゃいませんでした。全部後期高齢者に近い方、私よりは若い方でしたけどね。農業委員さんも歳を取っておられる、それから地域に後継者がいなくて、地域計画も策定を進めつつあるものの、農業を担ってくれる人が少なくなって今後農地が荒れていくんじゃないかと心配をされておられました。

本日は総会が終了しましたら、市長との意見交換会の場を1時間持ちたいと思っております。これは皆様方が意見を出していただきましたものを事務局で整理して、皆様のお手元の議案書の中に入っているかと思います。その回答は届いております。それを参考にしながら、折角のめったにない機会ですから、遠慮せずに農業委員として、推進委員として意見を述べていただいで少しでも松浦の農業が良くなりますように、市長は農業の専門家ではありませんので、皆さんから教えてそしてお尻を叩いていただければと思います。よろしくお願いします。今日は大変慌ただしい日程でございます。先ほど事務局長からお話がありましたように、午後4時半くらいにはご希望されているお方はシティホテルに移動をお願いいたします。

それでは議事に入ります。よろしくお願いいたします。

議 長

議事録署名人の指名を行います。13番松永委員、15番田中委員にお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。1ページ、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)から3ページ、提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いします。

事務局

各種報告をさせていただきます。議案は1ページです。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。3件ございます。1件目の貸人、 氏、借人、 氏の農地につきましては、基盤法での契約から農地中間管理機構との契約による借り換えのため解約するものです。2件目の貸人、 氏、借人、 氏の件につきましては、借人の高齢化により経営規模縮小で解約するものです。3件目の貸人 氏、借人、 氏の件につきましては、借人都合による解約です。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について1件ございます。被相続人は、 氏と 氏、相続人は、志佐町田ノ平免 番地の 氏です。農地の所在は志佐町田ノ平免字

飯良畑 番から志佐町稗古場免字一升六合までの田 8 筆、畑 1 3 筆の計 2 1 筆です。合計面積は 9, 6 2 1 m²です。被相続人、氏は、平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日に死亡、氏は令和 4 年 2 月 1 0 日に死亡されております。被相続人がお二人である理由につきましては、相続農地 2 1 筆のうち、田ノ平免字勢子 番、地目田の一筆のみ、氏の名義のままでしたので、今回氏の相続で取得後に、氏に二次相続となったためです。相続登記完了日は、令和 5 年 8 月 3 1 日で、届出日は 1 1 月 7 日です。同日付けで受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係
令和5年10月分

条項	申請人	転用目的	申請面積	処理状況
4		一般個人住宅	692 m ²	R5.11.15 許可

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5			コンテナハウス建築用地 及び駐車場用地	222 m ²	R5.11.15 許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由		件数	面積		
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	1		804 m ²	804 m ²
	生前一括贈与	1	22,998 m ²	3,682.91 m ²	26,680.91 m ²
	生前贈与	1		49.58 m ²	49.58 m ²
計		3	22,998 m ²	4,536.49 m ²	27,534.49 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面積		
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		93	176,724 m ²	103,268.37 m ²	279,992.37 m ²
	賃貸借	79	148,387 m ²	79,565.37 m ²	227,952.37 m ²
	使用貸借	14	28,337 m ²	23,703 m ²	52,040 m ²
計		93	176,724 m ²	103,268.37 m ²	279,992.37 m ²

承認関係

内 容	件数	面積		
		田	畑	計
農用地利用集積等促進計画の要請について	4	7,645 m ²	1,936 m ²	9,581 m ²
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するかどうかの決定について	3		712 m ²	712 m ²

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんご意見を伺いたいと思います。推進委員 1 2 番渡口委員お願いいたします。

農業委員 推進委員 1 2 番渡口です。この土地については、現在、■■■■君が■■■■造園をお父さんの代から引き継いでやっておられて、お父さんの代に借り受けをされて、現在も苗木を植えられています。農地として有効利用されているので、今後ともやっていけると思います。どうぞご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号 2 番について地元委員さんのご意見をお願いいたします。推進委員 4 番山口委員お願いいたします。

推進委員 推進委員 4 番山口です。ただ今事務局から報告がありましたとおり、■■■■の件ですけど、親からお子さんの一君に贈与するという事で問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号 3 番について地元委員さんのご意見をお願いいたします。推進委員 9 番百枝委員お願いいたします。

推進委員 推進委員 9 番百枝です。■■■■さんと新見健さんは親子でございまして、既に■■■■さんも通いながら、通しで農業をされております。更に能力的には、ドローンを駆使して防除等を遂行されております。親子間でもあるし、問題ないと思います。一筆漏れていたということで、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

農業委員 ちょっといいですか。事件番号 2 番でもいいんですが、生前の一括贈与ですね、贈与税はかからんとですかね、これ。かかるのもあるとですよ。その辺の内容はどうかと思って。その対応を考えておられるかどうかですね。
(武部委員)

事務局 2 6 筆ありますので、可能性としてないこともないのかなと思っております。年間 1 1 0 万円の控除ですが。ただ今回贈与税がかかるかどうかは、事務局では分かりません。把握はしておりませんが、手続きの関係の中で司法書士の方も間に入って色々とされているので、かかる場合にはそれなりの対応をされると思います。その辺りも考えてそれも含めた上での申請だと思いますので。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 はい。（武部委員）

議 長 他に何かご意見ございますか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、議案第 6 5 号農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することいたします。

続きまして 6 ページ、議案第 6 6 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 6 6 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和 5 年 1 1 月 2 8 日としております。議案は 7 ページから 1 0 ページにかけまして、賃貸借再設定分が 6 5 件、1 1 ページに賃貸借新規分 6 件、使用貸借再設定分 7 件と新規分 2 件の各筆明細を添付しております。

担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、議案第 6 6 号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、公告予定を令和 5 年 1 1 月 2 8 日といたします。

続きまして 1 6 ページ、議案第 6 7 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。本議案は委員関係分となります。各委員の案件毎に審議いたします。時間がかかりますが、各委員さん 1 件毎に審議したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、農業委員 4 番益本委員、ご退室をお願いいたします。

～ 益本委員退室 ～

議 長 それでは賃貸借 1 番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 6 7 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和 5 年 1 1 月 2

8日としております。議案は17ページに貸付再設定分が7件、使用貸付再設定分2件の各筆明細を添付しております。貸付再設定番号1、益本委員、 氏の件につきましてご審議お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。なければ、1番については計画を決定いたします。益本委員入室をお願いします。

～ 益本委員着席 ～

議 長 続きまして、2番及び3番について審議いたします。農業委員3番佐次川委員、ご退室をお願いします。

～ 佐次川委員退室 ～

議 長 それでは2番及び3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第67号の本文につきましては、先ほど説明したとおりでございます。貸付再設定の番号2の佐次川委員、 氏、番号3の佐次川委員、 氏の件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。なければ、2番及び3番については計画を決定いたします。佐次川委員、入室をお願いします。

～ 佐次川委員着席 ～

議 長 続きまして、4番から6番について審議いたします。農業委員11番大石委員、ご退室をお願いします。

～ 大石委員退室 ～

議 長 それでは4番から6番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第67号の本文につきましては、先ほど説明したとおりでございます。貸付再設定の番号4の 氏、 氏、番号5の 氏、 氏、番号6の 氏、 氏の件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。なければ、4番から6番については計画を決定いたします。大石委員、入室をお願いします。

～ 大石委員着席 ～

議 長 続きまして、7番について審議いたします。農業委員12番久保委員、ご退室をお願いします。

～ 久保委員退室 ～

議 長 それでは7番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第67号の本文につきましては、先ほど説明したとおりでございます。賃貸借再設定の番号7の久保繁徳氏、 氏の件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。なければ、7番については計画を決定いたします。久保委員、入室をお願いします。

～ 久保委員着席 ～

議 長 続きまして、使用貸借再設定分について審議いたします。農業委員7番武部委員ご退室をお願いします。

～ 武部委員退室 ～

議 長 それでは1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第67号の本文につきましては、先ほど説明したとおりでございます。使用貸借再設定分の番号1の 株式会社代表取締役 氏、武部委員の件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。なければ、1番については計画を決定いたします。武部委員、入室をお願いします。

～ 武部委員着席 ～

議 長 続きまして、2番について審議いたします。農業委員12番久保委員、ご退室をお願いいたします。

～ 久保委員退室 ～

議 長 それでは2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第67号の本文につきましては、先ほど説明したとおりでございます。
使用貸借再設定分の番号2の久保委員、管理者[REDACTED]氏の件につきまして
ご審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。
なければ、2番については計画を決定いたします。久保委員、入室をお願いします。

～ 久保委員着席 ～

議 長 それでは、議案第67号農用地利用集積計画の決定については公告予定を令和5年11月28日といたします。
続きまして20ページ、議案第68号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題とします。

事務局 議案第68号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。今回の計画要請は4件でございます。全てAtoBで公社が貸し付ける分です。21ページから28ページにかけまして、耕作者情報、各筆明細、経営状況等を掲載してございます。
ご審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。
各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第68号農用地利用集積等促進計画の要請については長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請します。
続きまして32ページ、議案第69号農用地利用集積計画（一括方式）の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第69号農用地利用集積計画（一括方式）の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を決定するというものでございます。議案33ページから40ページにかけて4件ございます。賃借権を設定する者の氏名、農地の情報等の明細及び経営状況等を掲載してございます。33、34ページの耕作者[REDACTED]氏

の分はAtoBで中間管理機構と契約するものでございますが、他3件につきましては、AtoAで農地中間管理機構と契約するものでございます。
ご審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。
委 員 (なし)

議 長 なければ、議案69号農用地利用集積計画一括方式の決定については計
どおり決定し、公告予定を令和5年11月28日といたします。
続きまして70ページ、議案第70号荒廃農地調査による農地法第2条第1
項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をいたしますので、しばらく
お待ちください。

事務局 議案第70号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に
該当するか否かの決定について説明いたします。前方スライドを用意しており
ますのでそちらをご覧ください。

番号1です。申出人は御厨町里免■■■■■、■■■■■氏です。土地の所
在は、星鹿町下田免字柏木■■■■■、台帳上の現況地目は畑205㎡です。
申出人によりますと40年以上前から耕作していませんということで、原野化
しているとのことでした。現地確認は、増山委員さんと事務局で行いました。
申出地は県道に接しておりまして、県道との境界は一部ガードレールで仕切れ
ています。それから電柱が立っておりまして、支線ワイヤーが張られておりま
した。土地の現況としては、北側に傾斜した土地で一部に暖竹が繁茂しており、
長年耕作した様子は見られませんでした。現地確認の結果、土地の現況と形状、
所在する場所からしまして、仮に復旧しても継続した営農の見込みがござい
ませんので「原野」として非農地とすることが妥当であると考えます。本日、増
山委員が欠席されておりますが、現地確認時には「原野」相当のご意見でし
たので申し添えをいたします。

番号2、3です。申出人は鷹島町阿翁浦免■■■■■、■■■■■氏です。
土地の所在地は、番号2は、鷹島町阿翁浦免字迎■■■■■、台帳上の現況地
目は畑260㎡。番号3については、鷹島町阿翁浦免字鳥越■■■■■、台帳
上の現況地目は畑247㎡です。申出人によりますと20年以上も耕作してお
らず原野化しているとのことでありました。現地確認は、松本覚二委員さんと
事務局で行いました。現地は、山林と住宅、道に囲まれた土地でございまして、
長年耕作された形跡がなく、一部に雑木が見られるなど原野化した様子でした。
このような状況から、仮に復旧したとしても今後の継続した営農の見込みがな
いことから「原野」として非農地とすることが妥当であると考えております。

以上、3件につきましてご審議をお願いします。

議 長 ただ今事務局からの説明が終わりました。1番については先ほど事務局から
説明があったように、増山委員から確認済で本日ご欠席ということでご意見あ

っておりますので、2番及び3番について地元委員のご意見をお願いします。
推進委員18番松本委員お願いいたします。

推進委員 推進委員18番松本です。21日に現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、親が死亡されて息子さんが名義を変えるということで、現況を見たら畑だったところが原野化になっていたので、原野でいいじゃないかということで申請されております。以上です。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今地元委員さんからご意見を伺いました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第70号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものいたします。

 以上を持ちまして、本日の付議事項につきまして審査決定いたしました。続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項に入ります。本日は協議事項ではなくご報告が何点かございます。

- ・「全国農業新聞の購読推進について」
- ・「協議の場の開催（日程等）について」
- ・「令和6年1月号農業委員会だよりの原稿について」
- ・「未稼働タブレットの稼働のお願いについて」
- ・「10月総会案件農地法第4条転用に係る工事内容の報告について」

議 長 以上をもちまして、11月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、12月26日火曜日（13時30分～ 場所 市民ホール）といたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 34 分